

第36回入善町農業委員会議事録

平成29年7月12日午後16時00分から第36回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 15名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	10番 愛場正利
11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮	14番 上島幸夫
16番 市森孝義	17番 中島由起子	18番 手塚喜志子	

欠席委員 2名

9番 紺田與規一 15番 松澤孝浩

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	係長	島尻淳子
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事	浦田佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第136号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第4	議案第137号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第138号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。最後の委員会となりました。年12回の3年間で36回となります。本当にご苦勞様でした。

この3年間では、新しい農業委員会法が平成28年4月に施行され、農業委員会の組織体制等が大きく変わりました。中でも、農地利用最適化推進委員の設置がありますが、当町では平成29年7月からの新体制では、定員は変わらず、農地利用最適化推進委員を設置しなくていい委員会として活動することになります。ただし、業務としては、農地利用最適化推進委員の仕事も兼ねることになります。農業委員のこれからの役割は、担い手への農地集積を進めながら、如何にコスト削減に携わっていかだと思っております。

それでは、本日もよろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第36回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。12番酒井委員と13番松原委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第136号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第136号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町入膳字高登〇〇-1、台帳地目は田、現況地目は雑種地で、面積は198㎡です。譲渡人は入善町入膳〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町入膳〇〇番地1の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人は、現在、町内にあるアパートで本人、妻、子供2人の4人で生活していますが、子供の成長に伴い住居が手狭になり、今回一般住宅を建設する計画となりました。また、夫婦共働きであるため、実家の両親に子供の面倒をみてもらいたいことから、入善町内で土地を探していたところ、用途地域内で条件の合う申請地があることを知り、今回、その土地を譲り受けての転用申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的については問題がないと認められます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったことから、農地転用の許可を得ないまま、平成28年に隣接地の建物を取り壊す際、誤って造成してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

申請番号2番、申請地は入善町上野〇〇番3、台帳、現況地目ともに田で、面積は311㎡です。譲渡人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権設定」です。

譲受人は、現在、譲渡人を含む6人で生活していますが、子供の成長に伴い、住居が手狭になったこと、また夫婦共働きであるため、実家の両親に面倒を見てもらいたいこと、また将来農地の管理も行いたいことから、今回実家の近接地を父から借り受けての転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規

模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は、昭和50年11月25日に農振農用地から除外済であり、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号3番、申請地は入善町舟見一宿〇〇番1、台帳地目は田、現況地目は雑種地で、面積は187㎡です。譲渡人は、入善町舟見〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は富山市高木南町〇〇番地〇〇の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権設定」です。

譲受人は、現在、富山市の実家に住んでいますが、近々県外から実家の両親が帰ってくる予定で、手狭になるため、今回、譲受人の妻の父から土地を借り受けて申請地に住宅を建設する計画です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は、昭和50年11月25日に農振農用地から除外済であり、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、3件です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

紺田委員

申請番号1番は私が確認しました。先月ありました転用申請の隣接地です。もともと水田の機能はなく、遊休地となるより有効活用になると思います。

中島委員

申請番号2番ですが、先月、譲渡人から説明を受け、現地も確認したところ、周囲への影響もないので問題ないと思います。

愛場委員

申請番号3番を確認しました。従来から重機の機材置き場となっていたところであり、正式な手続きを踏んでの有効活用となりますので、仕方のない申請でありますので、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第136号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議案第137号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第137号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成29年7月12日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、1件の新規申請です。

申請番号1番。古黒部〇〇、外4筆の計5筆。地目はすべて田、合計面積は9,196㎡、貸付人は、富山市中島〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地2の〇〇、賃借料は借受人の定めるとおりで、期間は5年です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。
よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 137 号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

次に、日程第 5、議案第 138 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 138 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求めます。平成 29 年 7 月 12 日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3 ヶ月に 1 度の受付であり、今回は平成 29 年 6 月 15 日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が 5 件の申請です。

受付番号 1 番。除外願出者は埼玉県蕨市中央〇〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇さんで、自分で利用するための申請です。除外対象地は、入善地区君島〇〇の内、地目は田、面積は 616 m²で、除外後の用途は一般住宅兼店舗敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、申請人の〇〇さんは老後の生活をするための住宅兼姉が経営する学習塾が必要になったことから、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5 つあります。

まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

申請人の〇〇さんは、現在埼玉県で生活していますが、近々実家に戻り、姉と老後を暮らすこと、あわせて、姉の経営する学習塾を併設して住宅兼学習塾を新築する計画です。

現在、姉が経営している実家兼学習塾の敷地内での建設を検討しましたが、生徒の送迎用駐車場が確保出来ず、現在路上駐車で大変迷惑をかけていること等から、今回申請地に隣接する宅地と合わせて利用したいと考えています。

申請地は、学習塾兼住宅敷地、カーポート兼駐輪場、物置、送迎用駐車場等として利用するため、必要な面積です。

既存地の納屋等は、今後も利用することから、既存地から近距離にある必要があり、近場で農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は隣接する宅地とともに利用することとしており、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を

営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、国営黒部川沿岸地区等の実施済地ですが、平成 5 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号 2 番。除外願出者は入善町上野〇〇番地の〇〇さん、入善町上野〇〇番地の〇〇さん、譲受人は、入善町上野〇〇番地〇〇の〇〇さんです。願出者の〇〇さんと譲受人は祖父と孫の関係です。除外対象地は、上原地区上野〇〇-1 の内外 1 筆、地目はすべて田、合計面積は 500 m²で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもが成長してきたため一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、現在、妻と子供の計 3 人で町内のアパートで生活していますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、祖父から申請地を借受け、また〇〇さんからは申請地を譲り受けて、実家の近くに住宅を新築する計画です。

申請地は町道に面し宅地に隣接し、住宅、駐車スペース、庭等として利用するため必要最小限の面積です。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいことから、実家の近くで建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は町道に面し、既存の宅地に隣接し集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が 500 m²であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成 5 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号 3 番。除外願出者は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、譲受人は、入善町東狐〇〇番地 1 の〇

○さんで、願出者と譲受人は親子です。除外対象地は、飯野地区東狐○○の内、地目は田、面積は 500 m²で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもが成長してきたため一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

譲受人の岩井菜耶さんは、現在、夫と子ども 2 人の 4 人で実家の近くの賃貸住宅で生活していますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、申請地を借り受けて、実家に隣接して住宅を新築する計画です。

申請地は町道に面し既存の宅地に隣接しており、住宅、車庫兼物置、庭等として利用するため必要最小限の面積です。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいこと、また、将来両親の老後の面倒をみようと考えていることから、実家の傍で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、町道に面し、集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、当該変更に係る土地は、農地所有適格法人である担い手（所有等農地面積約 118.5 ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、除外後においても所有等農地は 118.5 ヘクタールを確保する（農業経営面積 0.04 パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、主穀作を中心に規模拡大を続けており、現在も新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が 500 m²と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成 16 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号 4 番。除外願出者は入善町浦山新○○番地の○○さん、入善町一宿○○番地の○○さん、譲受人は、入善町上野○○番地○○の○○さんです。除外対象地は、小摺戸地区一宿○○の内外 1 筆、地目は田と畑、合計面積は 127 m²で、除外後の用途は一般住宅敷地拡張です。

農用地区域からの除外理由についてですが、子どもが成長してきたため一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

譲受人の愛場一司さんは、現在、妻と子ども 3 人の計 5 人で町内のアパートで生活していますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、町の制度であります空き家バンクを利用して、申請地に転居する計画です。

空き家の敷地を売買するにあたり、現地調査を行ったところ、既存の建物が申請地にかかっていること等が判明し、今回の申請となりました。

住宅、納屋、駐車スペース、庭等住宅敷地として一体的に利用しているため、既存の敷地の隣接地である必要があり、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存宅地に隣接し、集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地の一宿〇〇番の内は、担い手（所有等農地面積約6.0ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、除外後においても所有等農地は6.0ヘクタールを確保する（農業経営面積0.1パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

なお、申請地の〇〇番の内は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんばい事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

最後に受付番号5番。除外願出者は入善町福島〇〇番地の〇〇さん、譲受人は、入善町栲山〇〇番地〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、小摺戸地区福島〇〇-1、地目は田、面積は498㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもが成長してきたため一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人は、現在、妻と子ども2人の4人で町内のアパートで生活していますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、妻の祖父から申請地を借り受けて、妻の実家の近くに住宅を新築する計画です。

申請地は町道に面し、下水道にも接続可能です。面積は498㎡と500㎡以内であり、住宅、2台分のカーポート、来客用駐車場、庭等として利用するため必要な面積です。

夫婦共働きであるため、妻の実家に子どもの面倒を見てもらいたいこと、また、将来両親の老後の面倒をみたいことから、実家の傍で建設する必要があるため、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は宅地に隣接し、町道に面し、集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引

き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、当該変更に係る土地は、集落営農法人である担い手（所有等農地面積約 87.7 ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、除外後においても所有等農地は 87.6 ヘクタールを確保する（農業経営面積 0.05 パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、主穀作を中心に規模拡大を続けており、現在も新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が 498 ㎡と小規模であることから、農用地域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営かんばい事業等の実施済地ですが、平成 14 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、5 件の申請です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。特に意見がないようなので、この件について採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 138 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。それでは、事務局より報告等お願いします。

事務局

農地中間管理事業にかかる補助金についてです。大きく分けて 2 点あります。

まず、協力金の要件の変更とそれに伴う単価の減額です。

特に経営転換協力金については、昨年度までは転作地も含むことができましたが、今年度より担い手による転作を含まない自らが耕作していた農地のみだけが対象となり、142a までは 10a あたり 3.5 万円を乗

じて求めた協力金となり、143aから2ha以下は50万円、2ha超で70万円となりますのでご注意ください。そのため、経営転換協力金を活用しようとする時には、所有農地については、自ら耕作できるよう、地域で調整いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、舟見地区の農地を集落を超えて規模拡大する担い手への支援が新設されました。50a以上の舟見地区の農地を機構を通じて10年以上貸借することで、基本助成として、10aあたり7,500円、借入れた農地で主穀作以外の新たな作物を栽培するための実質経費の4分の3（上限1万円/10a×補助率3/4）を上乗せ助成することになります。

この農地中間管理事業にかかる補助金を活用するには、新たに機構を通じて利用権を設定することが必要です。権利設定の申込期限に注意して、権利の申込相談については、公社へ行っていただきますようよろしくお願いいたします。また、協力金に詳細については、役場にて説明いたしますのでお願いいたします。

なお、農家への案内は、今後の座談会にて、「県作成パンフレット」及び「協力金を受けるための農地の貸付申込期限について」を配布することとしております。

富山県農業施策に関する政策提案についてです。

事前に送付させていただいているところではありますが、昨年度と大きく異なる点は、農地中間管理事業の協力金について、国から県への配分枠が新規集積農地面積のみとしたことに伴い、富山県においては、生産調整に協力していた転作田を対象としない厳しい基準となったことから、適正な予算確保と継続して安定的に支援を行えるよう要件の見直しを求めるものとしております。

農業委員会の活動記録簿の提出のお願いです。退任される皆様は、退任されるまでの活動記録を集計して提出ください。

農業委員会改選に伴う退任者への感謝状の贈呈式及び新農業委員会の任命式の開催についてです。7月19日午前9時から合同で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

最後ですが、第1回目の農業委員会を8月4日（金）午後3時から全員委員会室で開催しますのでよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

最後になりますが、退任される委員の皆様にも全国農業新聞の購読継続と購読拡大の協力をお願いします。

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第36回入善町農業委員会を閉会いたします。

（閉会 午後4時47分）

以上の議事録は、農業委員会等に関する法律第33条の規定により作製し、会議の顛末、並びに出席委員の氏名を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

平成29年 7月12日

入善町農業委員会 会 長.....

署名委員.....

署名委員.....